

# 横田構成員提出資料

# 困難な問題を抱える女性への 支援のあり方に関する検討会

《 婦人保護施設プレゼンテーション 》

全国婦人保護施設等連絡協議会  
会長 横田 千代子

# 婦人保護事業の対象範囲

平成14年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<雇用均等・児童家庭局長通知>  
平成19年、20年一部改正

- 1 売春経歴を有する者で、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 2 売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に売春を行うおそれがあると認められる者
- 3 配偶者からの暴力を受けた者(事実婚を含む)
- 4 家庭環境の破綻、生活困窮等の困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- 5 人身取引被害者 (婦人相談所における人身取引被害者への対応について<家庭福祉課長通知>平成16年)
- 6 ストーカー被害者 (「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」の施行に対応した婦人保護事業の実施について<家庭福祉課長通知>平成28年)

# 女性たちの現状（施設利用者の現状）

## ①複合的な困難を抱える女性たち

- ・ 暴力（DV・性暴力・性虐待）、貧困、心身の疾患・障害
- ・ 社会的孤立・居場所の喪失、性的搾取、不安定雇用
- ・ 家族の機能不全・予期せぬ妊娠

## ②制度のはざまに置かれる女性たち

- ・ 複合差別（障害・外国人）、法制度や社会資源の未整備

## ③現代的課題

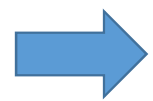
- ・ 若年女性への性暴力
- ・ 性搾取被害（JKビジネス・AV出演強要等）
- ・ SNSによる被害の拡大と潜在化

## 婦人保護施設設置・運営状況から見える課題

- 婦人保護施設・・・任意設置（未設置＝7県、休止＝1県）
- 公立公営・公立民営・民営・・・DVに特化される一時保護所併設施設の課題
- 婦人保護施設の役割と機能・・・中・長期支援とトラウマケア
- 自立支援の考え方・・・就労自立≠自立
- 入所者数の低下・・・措置入所制度（ニーズがあってもたどりつかない制度の仕組み）  
老朽化を克服しても入所率は低下

# 婦人保護施設による支援の課題

- 多様な課題を抱えた困難な事例が増えている



個別的・専門的対応の必要性

他機関との連携なしには支援は完結しない

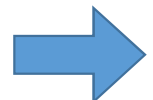
(福祉事務所、児童相談所、警察、民間団体、障害・高齢福祉機関等)

~~他法・他施策優先~~ → 他法他施策との連携へ

- 女性たちにとって相談・支援のハードルが高い

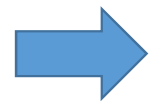
- 婦人保護事業にたどりつか(け)ない女性たち (支援ニーズの潜在化)

- 女性がつれてくる子どもへの支援が圧倒的に不足



通学できない期間が1～2ヶ月に及ぶ場合もある

- 体制及び支援のナショナルスタンダードがない



ローカルルール of 支配、地域間格差、国の運営指針がない

# 売春防止法による限界

- **職員不足**－24時間・365日対応可能な人員配置と予算  
国基準では支援員2名(定員50名以下の施設)  
(50名以上でも2人＝利用者〇人に対し支援員〇人という考え方がない)
- **専門職不足**－福祉職、心理職、保育士、学習支援、精神科医
- **専門性の不足**－資格要件無し、研修・スーパーバイズの世界、支援者の育成
- **施設・設備の不備**－現代的ニーズに合った設備が必要  
(ステップハウス、若年者のための施設、保育室、学習室)  
集団生活・規則と現代的ニーズ(最低基準は未だ4人部屋)
- **自立支援プログラムの不備**－売春防止法に「支援」という考え方がない
- **利用者の生活資金保障の不備**－医療費、交通費、本人支給金

## 婦人保護事業等における 支援実態等に関する調査研究より

### 課題

- 「心理的ケア」に「十分に対応できていない」=23/47(施設数)
- 「性暴力被害」に支援として対応できていない=16/47  
=理由の多くは「専門性の不足」
- 「専門性の不足」: 女性への支援=性暴力を含む暴力被害、貧困、若年、妊娠、出産、高齢、障害、子ども等様々な支援要素が含まれる

### 連携

- 「**婦人相談所**と連携がとれていない」(全く、あまり)=**43/47**



## なぜ、女性か？

### ○ 女性が抱える女性性の困難と売春防止法

性暴力被害 DV被害 性的搾取 予期せぬ妊娠

女性と子どもの貧困 不安定な女性の雇用

性別役割分業体制 家族機能不全

## なぜ、新しい支援の仕組みが必要なのか？

暴力被害・虐待・性売(売春)・性的搾取・貧困・家庭破綻等様々な困難を抱える女性の  
**「自立を支えるための支援のしくみ」**がないため

現行法制度では限界

婦人保護事業、売春防止法、DV防止法、  
ストーカー行為規制法、人身取引対策行動計画、  
生活保護法、児童福祉法

# 今後の方向性(イメージ図)

《 現状 》

《 今後の方向性 》

**社会的背景**  
性別役割意識、育児・介護負担、非正規雇用、  
男女間収入格差、生活困窮、JKビジネス

**当事者の意思・自己決定を尊重**  
選択可能な中長期の切れ目のない支援  
地域間格差の是正  
子どもへの支援の充実

**複合的困難**  
売春、人身取引被害、DV、性暴力含む暴力被害、  
虐待、貧困、家庭破綻、障害等

当事者

当事者

ニーズに合っているか？

多様なニーズに応える

婦人保護事業の支援の限界(基盤脆弱)  
施設支援、地域格差  
少ない社会資源、連携体制脆弱

**自立を支える支援のしくみ 法制度の整備**

国と地方自治体の責務  
関係機関の連携 専門性の保障

# 新しい支援体制に向けて

## 1 趣旨

- 様々な複合的困難を抱えた女性とその子どもの尊厳を回復し、  
基本的人権を尊重することを理念とする
- 女性のニーズに応じた自立支援のしくみをつくる
- 国及び地方公共団体の責務を明確にする

## 2 対象

- 様々な複合的困難を抱え、自立に向けた支援を必要とする  
すべての女性及びその同伴する子ども

### 3 支援内容・体制

#### 当事者主体の支援(当事者の意思・自己決定尊重)のために

- 当事者のニーズに応じた支援をコーディネート
  - 選択可能な施策・支援 (どこでも利用できる豊富な資源・サービス)
  - 切れ目のない支援 (多機関連携でつなぐ支援・複合課題に対応)
  - 中長期的な自立支援 (「当事者個別の自立」を中長期計画で支える)
- 地域の多機関連携による継続的支援体制

～地域支援ネットワークの中核としての女性支援事業へ～

## 4 国及び地方公共団体の責務

- 国及び地方公共団体は、要支援女性とその子どもの支援に必要な措置を講じる責務を有する

必要な措置：体制整備、財政措置（人員・専門職配置、事業等）  
情報収集・提供、人材育成、啓発等

婦人保護事業を超えた新しい枠組みへ

**「女性自立支援法(仮称)」が必要！**

**売春防止法は全面改正！！！！**